

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月16日
【報告者の名称】	株式会社マンダム
【報告者の所在地】	大阪府大阪市中央区十二軒町 5 番12号
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市中央区十二軒町 5 番12号
【電話番号】	06-6767-5020
【事務連絡者氏名】	C F O 澤田 正典
【縦覧に供する場所】	株式会社マンダム (大阪府大阪市中央区十二軒町 5 番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社マンダムをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、カロンホールディングス株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を対象としてあります。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手續及び基準は、米国における手續及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注8) 本公開買付けに関する全ての手續は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注9) 本書には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注10) 公開買付者及びその関連者（当社を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e - 5条(b)の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのよ

うな買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社が2025年9月26日付で提出いたしました意見表明報告書（2025年11月4日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、同月7日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、同月19日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、同年12月4日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書及び同月15日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本応募契約（CI11ら）

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

これらを受け、公開買付者は、本変更覚書（本取引基本契約）、本変更覚書（本株主間契約）、本応募契約（CI11ら）及び本応募契約（ひびき）を締結したこと並びに本買付価格変更に伴う本公開買付けに係る2025年11月27日付訂正届出書の提出により、法令に基づき必要となる公開買付期間を確保するとともに、本応募契約（CI11ら）締結の条件を満たすため、公開買付期間を2025年11月27日付訂正届出書の提出日である2025年11月27日から起算して15営業日を経過した日に当たる2025年12月18日まで延長することとしたのことです。

現在想定されている本取引の概要は大要以下のとおりとのことです。

なお、以下のパーセンテージは議決権比率を指すとのことです。また、公開買付者は、本取引に係る以下の一連の取引の実行後、公開買付者を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを想定しているとのことです。なお、下図においては、「CI11ら」は「応募合意株主（CI11ら）」を意味します。

. 本公開買付けの成立前（現状）

<中略>

. 本公開買付け成立後（2025年12月中旬）

<中略>

. 本再出資（応募合意株主）（2025年12月下旬～1月）（予定）

<中略>

. 本再出資後（応募合意株主）（2025年12月下旬～1月）（予定）

<中略>

. 本スクイーズアウト手続後（2026年3月下旬）（予定）

<中略>

. 本再出資（不応募合意株主）（2026年3月～4月）（予定）

<中略>

. 本再出資後（不応募合意株主）（2026年3月～4月）（予定）

<後略>

(訂正後)

これらを受け、公開買付者は、本変更覚書（本取引基本契約）、本変更覚書（本株主間契約）、本応募契約（CI11ら）及び本応募契約（ひびき）を締結したこと並びに本買付価格変更に伴う本公開買付けに係る2025年11月27日付訂正届出書の提出により、法令に基づき必要となる公開買付期間を確保するとともに、本応募契約（CI11ら）締結の条件を満たすため、公開買付期間を2025年11月27日付訂正届出書の提出日である2025年11月27日から起算して15営業日を経過した日に当たる2025年12月18日まで延長することとしたとのことです。

そして、公開買付者は、当社が2025年12月15日付で公表した「（変更）「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025年12月15日付当社プレスリリース」といいます。）において、当社が、2025年12月10日付で、第三者候補者（下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「（ ）2025年11月4日開催の当社取締役会以降2025年12月4日開催の当社取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。）から2025年12月10日付意向表明書（下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「（ ）2025年11月4日開催の当社取締役会以降2025年12月4日開催の当社取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。）を受領した旨が公表されたことを受けて、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年12月15日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月5日まで延長することとしたとのことです。

なお、2025年12月15日付の訂正届出書の提出により、公開買付期間は合計で64営業日となることとなり、任意に延長が可能な公開買付期間である合計60営業日を既に上回っていることから、公開買付者は、今後、法に基づく義務が生じた場合を除き、追加の公開買付期間の延長を行うことは予定していないとのことです。下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「（ ）2025年11月4日開催の当社取締役会以降2025年12月4日開催の当社取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」に記載のとおり、第三者候補者による第三者候補者提案取引（下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「（ ）2025年11月4日開催の当社取締役会以降2025年12月4日開催の当社取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。）の公表の前提条件や公開買付け（第三者候補者提案）（下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「（ ）2025年11月4日開催の当社取締役会以降2025年12月4日開催の当社取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。）の開始の前提条件が複数設けられており、公開買付者としては、第三者候補者提案取引の実現可能性（実際に公開買付け（第三者候補者提案）が開始されるのか否か、いつ開始されるのか）に疑義があるものと考えているとのことです。公開買付者は、2025年12月15日現在、本公開買付けが不成立になった場合に再度公開買付けを実施することは検討しておらず、仮に本公開買付けが不成立となり、第三者候補者提案取引も実施されない場合には、当社の株主の皆様が本公開買付価格以上で当社株式を売却する機会を失う可能性があると考えているとのことです。したがって、公開買付者は、本公開買付けは、第三者候補者提案取引と比較して、当社の株主の皆様に対して早期かつ確実に合理的な売却機会を提供するものであると考えているとのことです。

現在想定されている本取引の概要は大要以下のとおりとのことです。

なお、以下のパーセンテージは議決権比率を指すとのことです。また、公開買付者は、本取引に係る以下の一連の取引の実行後、公開買付者を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを想定しているとのことです。なお、下図においては、「CI11ら」は「応募合意株主（CI11ら）」を意味します。

. 本公開買付けの成立前（現状）

<中略>

. 本公開買付け成立後（2026年1月上旬）

<中略>

. 本再出資（応募合意株主）（2026年1月中旬～2月）（予定）

<中略>

. 本再出資後（応募合意株主）（2026年1月中旬～2月）（予定）

<中略>

. 本スクイーズアウト手続後（2026年4月中旬）（予定）

<中略>

. 本再出資（不応募合意株主）（2026年4月～5月）（予定）

<中略>

. 本再出資後（不応募合意株主）（2026年4月～5月）（予定）

<後略>

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

() 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(訂正前)

これらを受け、公開買付者は、本変更覚書（本取引基本契約）、本変更覚書（本株主間契約）、本応募契約（CI11ら）及び本応募契約（ひびき）を締結したこと並びに本買付価格変更に伴う本公開買付けに係る2025年11月27日付訂正届出書の提出により、法令に基づき必要となる公開買付期間を確保するとともに、本応募契約（CI11ら）締結の条件を満たすため、公開買付期間を2025年11月27日付訂正届出書の提出日である2025年11月27日から起算して15営業日を経過した日に当たる2025年12月18日まで延長することとしたとのことです。

(訂正後)

これらを受け、公開買付者は、本変更覚書（本取引基本契約）、本変更覚書（本株主間契約）、本応募契約（CI11ら）及び本応募契約（ひびき）を締結したこと並びに本買付価格変更に伴う本公開買付けに係る2025年11月27日付訂正届出書の提出により、法令に基づき必要となる公開買付期間を確保するとともに、本応募契約（CI11ら）締結の条件を満たすため、公開買付期間を2025年11月27日付訂正届出書の提出日である2025年11月27日から起算して15営業日を経過した日に当たる2025年12月18日まで延長することとしたとのことです。

その後、公開買付者は、当社が公表した2025年12月15日付当社プレスリリースにおいて当社が、2025年12月10日付で、第三者候補者から2025年12月10日付意向表明書を受領した旨が公表されたことを受けて、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年12月15日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月5日まで延長することとしたとのことです。

なお、2025年12月15日付の訂正届出書の提出により、公開買付期間は合計で64営業日となることとなり、任意に延長が可能な公開買付期間である合計60営業日を既に上回っていることから、公開買付者は、今後、法に基づく義務が生じた場合を除き、追加の公開買付期間の延長を行うことは予定していないとのことです。下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「() 2025年11月4日開催の当社取締役会以降2025年12月4日開催の当社取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」に記載のとおり、第三者候補者による第三者候補者提案取引の公表の前提条件や公開買付け（第三者候補者提案）の開始の前提条件が複数設けられており、公開買付者としては、第三者候補者提案取引の実現可能性（実際に公開買付け（第三者候補者提案）が開始されるのか否か、いつ開始されるのか）に疑義があるものと考えているとのことです。公開買付者は、2025年12月15日現在、本公開買付けが不成立になった場合に再度公開買付けを実施することは検討しておらず、仮に本公開買付けが不成立となり、第三者候補者提案取引も実施されない場合には、当社の株主の皆様が本公開買付価格以上で当社株式を売却する機会を失う可能性があると考えているとのことです。したがって、公開買付者は、本公開買付けは、第三者候補者提案取引と比較して、当社の株主の皆様に対して早期かつ確実に合理的な売却機会を提供するものであると考えているとのことです。

(5) 本公司買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

（訂正前）

具体的には、公開買付者は、本公司買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公司買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年2月中旬頃を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

（訂正後）

具体的には、公開買付者は、本公司買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公司買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年3月上旬頃を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

(6) 本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置

本公司買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

（訂正前）

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、本公司買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い57営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、本公司買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公司買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公司買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

（訂正後）

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、本公司買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い64営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、本公司買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公司買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公司買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(7) 本公司買付けに係る重要な合意に関する事項

本応募契約 (CI11ら)

(訂正前)

公開買付者は、2025年11月27日付で、応募合意株主 (CI11ら)との間で本応募契約 (CI11ら)を締結し、応募合意株主 (CI11ら)が、応募合意株式 (CI11ら)（所有株式の合計：9,676,600、所有割合：21.44%）について本公司買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。なお、本応募契約 (CI11ら)を除いて、公開買付者と応募合意株主 (CI11ら)との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公司買付価格の支払を除き、応募合意株主 (CI11ら)に対して本公司買付けへの応募に際して付与される利益はないとのことです。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、2025年11月27日付で、応募合意株主 (CI11ら)との間で本応募契約 (CI11ら)を締結し、応募合意株主 (CI11ら)が、応募合意株式 (CI11ら)（所有株式の合計：9,676,600、所有割合：21.44%）について本公司買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。なお、本応募契約 (CI11ら)を除いて、公開買付者と応募合意株主 (CI11ら)との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公司買付価格の支払を除き、応募合意株主 (CI11ら)に対して本公司買付けへの応募に際して付与される利益はないとのことです。なお、公開買付者によれば、当社が、2025年12月10日付で、第三者候補者から2025年12月10日付意向表明書を受領した旨が記載された2025年12月15日付当社プレスリリースを公表したことによって、下記b)但書に基づき、応募合意株主 (CI11ら)が、応募合意株式 (CI11ら)の全部又は一部につき、本公司買付けに応募せず、又は本公司買付けへの応募の結果成立した応募合意株式 (CI11ら)の買付けに係る契約を解除することができる」となると考えられるため、本公司買付けに応募するか否かは、応募合意株主 (CI11ら)の判断に委ねられることとなるとのことです。

<後略>

以上